

CAP講習会実施要綱

(平成21年7月29日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、CAP（子供に対する暴力防止（Child Assault Prevention）のことをいう。）講習会（以下「講習会」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この講習会は、子供たちが「いじめ、誘拐、性暴力」など、さまざまな種類の暴力から自分で身を守るための基礎的な防止知識や対処方法を、ロールプレイ（役割劇）を取り入れたワークショップ（参加型学習）を通して学ぶとともに、「安心する権利」「自身を持つ権利」「自由に生きる権利」等の、人権意識を育成するために実施する。

(実施対象)

第3条 この講習会の対象は、板橋区立の全小学校第2学年又は第3学年の児童及び対象学級を担任する教諭及び全学年の保護者とする。

(実施方法)

第4条 第3条に規定する児童を対象とする講習会は、クラスを単位として1回当たり2時限（90分）程度、実施校（第6条に規定する実施手続により講習会の実施を決定した学校のことをいう。以下同じ。）の教室において実施する。

2 第3条に規定する保護者を対象とする講習会は、学校を単位に1回当たり2時間程度、実施校の教室において放課後、実施する。

3 第3条に規定する教諭を対象とする講習会は、1ヶ所又は2ヶ所の会場において実施する。

4 講習会1回当たりにおける講師は、3名1組を配置するものとする。

(実施日時)

第5条 講習会の実施日時については、実施校、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び受託者（講習会の実施を教育委員会から委託された者をいう。以下同じ。）で協議のうえ、決定する。

(実施手続)

第6条

1 学校長は、CAP講習会実施依頼書（別記第1号様式。以下「実施依頼書」という。）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、提出された実施依頼書の内容を確認し、受託者へ提出するものとする。

3 受託者は、教育委員会から提出された実施依頼書に基づき、学校長と協議・調整を行い、実施日の確認をするものとする。

4 学校長は、受託者と協議・調整した内容をCAP講習会実施確認書（別記第2号様式。以下「実施確認書」という。）により作成し、受託者へ提出するものとする。

5 実施確認書を受けた受託者は、CAP講習会実施決定通知（別記第3号様式）を作成し、学校長及び教育委員会に提出するものとする。

(実施報告)

第7条 講習会実施後、受託者はCAP講習会実施報告書(別記第4号様式。以下「実施報告書」という。)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(支払方法)

第8条 支払いは、受託者から実施報告書の提出を受け、教育委員会が翌月支払うものとする。

(支払い単価)

第9条 講習会1回当たりの単価は、次のとおりとする。

- (1) 教諭又は保護者を対象とする講習会 35,000円
- (2) 児童を対象とする講習会 25,000円
- (3) 児童を対象とする講習会であって、同一日に同一校で順次複数のクラスに対して実施される講習会 20,000円

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は平成21年7月29日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年5月1日から施行する。